# 人権の脆弱性と宗教教育の役割

―― とくにキリスト教教育の場合 ――

Vulnerability of Human Rights and the Role of Religious Education, particularly Christian Education

原 真和\*

## 要約

本論考では、今日の日本および世界において人権を脆弱なものにしている要因として考えられる思想や制度として、儒教と神道、資本主義、自然科学と科学技術、法実証主義を取り上げて論じ、人権の根拠や本質を考察するとともに、宗教教育、とくにキリスト教教育が人権理解の普及と維持にどのように貢献できるかを考察している。

キーワード:世界人権宣言、宗教教育、人権教育

## I. 人権の脆弱性

人権が脆弱なものであることは、ある意味で、言うまでもないことかもしれない。例えば、日本国憲法 $^{1)}$  (1947年 5 月 3 日施行) には、以下のように記されている。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有 を妨げられない。この憲法が国民に 保障する基本的人権は、侵すことの できない永久の権利として、現在及 び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び 権利は、国民の不断の努力によつ て、これを保持しなければならな い。(以下省略)

すなわち、基本的人権は、「侵すことのできない永 久の権利」であるので、この憲法はそれを保障する が、基本的人権の保持には「不断の努力」が必要で ある、と。「侵すことのできない」とは「侵しては ならない」という意味であって「侵され得ない」と いう意味でないことは明らかである。すなわち、基 本的人権は、「不断の努力」をしなければ容易に失 われるもの、すなわち、脆弱なもの、ということであろう。しかし、これらの条文をどれくらいの人が知っているだろうか。多くの人がこれらの条文を意識して、努力しているとは必ずしも言えないだろう。

本論考では、今日の日本および世界において人権を脆弱なものにしている要因として考えられる思想や制度として、儒教と神道、資本主義、自然科学と科学技術、法実証主義を取り上げて論じ、人権の根拠や本質を考察するとともに、宗教教育、とくにキリスト教教育が人権理解の普及と維持にどのように貢献できるかを考察する。人権の脆弱性の要因がどこにあるかを意識することは、自分および他者の人権を意識し、尊重していくことに役立つはずである。

#### (1) 儒教と神道

世界経済フォーラム (World Economic Forum) から「世界ジェンダーギャップ報告2016年版 (*The Global Gender Gap Report 2016*)」<sup>2)</sup> が発表された。日本は、前回 (2015年版)、145か国中101位という評価で、拙論「人権と文化―とくに日本における女性の人権と文化―」<sup>3)</sup> で取り上げたが、今回 (2016年版) は、144か国中111位という評価で、さらに順

<sup>\*</sup> Masakazu HARA 聖和短期大学 教授

<sup>1)</sup> http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S21/S21KE000.html

<sup>2)</sup> http://www3.weforum.org/docs/GGGR16/WEF\_Global\_Gender\_Gap\_Report\_2016.pdf

<sup>3)</sup> 原真和「人権と文化―とくに日本における女性の人権と文化―」『聖和短期大学紀要』 1号(2015年)。

位を下げた。

これは、特定のデータを選び、特定の計算式によって算出した指数による評価であるから、データの選択や計算方法によって異なった結果になることは言うまでもない。英文の報告は382ページに及んでおり、用いたデータや計算方法について詳細に説明されているが、本論考ではそのことについては論じない。また、この報告は、あくまでも国毎のジェンダーギャップの順位付けであり、国毎の女性の人権状況そのものの順位付けではないから、国毎の女性の人権状況の指標として最良のものであるとは必ずしも言えないかもしれない。しかし、近年はマスメディアがこの報告を毎年取り上げており、注目されている資料ではある。女性の人権に関しては、日本が先進国であるとは言えないことは確かであろう。

前掲の拙論では、日本における女性の人権状況の 改善のために私たちがなし得ることとして、人権に 関する国際的な宣言、規約、条約、議定書や国連の 働きを知ることと、自国の文化を歴史的・学問的に 点検することの2点を提案した。

日本人の多くが自分は無宗教であると認識しているのは、特定の宗教組織に所属し、その宗教を信仰し、積極的に関わってはいないという意味では正しい。しかし、日本には多くの神道の神社や仏教の寺院が存在し、多くの人々が関わり、維持されている。多くの人々が神社に参拝したり、仏教式の儀式を行なったりしている。そういう意味では、多くの日本人は無宗教ではなく、特定の宗教の儀礼・典礼を行なっている。別の言い方をすれば、日本における宗教のあり方は、信仰・教義よりも儀礼・典礼、倫理よりも呪術、前者よりも後者の比重が大きいと言える。

また、日本においては、現世の生活に関することは神道、死者に関することは仏教という役割分担が広く見られるが、死者に関する儀礼の多くは、仏教よりも儒教の思想に基づいている。最も典型的なものは位牌(儒教の神主に相当)、仏壇(儒教の祠堂に相当)、死者の魂魄とともにする会食、遺体・遺骨や墓の重要性等であるが、そのことはあまり知られていない。

以上のような意味で、日本において今もなお大きな影響力をもつ伝統文化としては儒教と神道を挙げることができるが、それらの文化は現状では人権状況の改善に必ずしも肯定的に作用していない。

儒教は、歴史的には父権制であり、父系の祖先に関する祭祀を重視してきたし、男尊女卑や長幼の序などを人間関係の規範としてきた。基本的人権の尊重を根本原則の一つとする日本国憲法の施行によって民法が大きく変わり、大日本帝国憲法下で規定されていたいわゆる家制度が法律上廃止されて以来、2017年には70周年を迎えるが、依然として家制度は多くの日本人の意識や生活の中に色濃く残っているのが実状であろう。婚姻(その成立、維持、解消)、相続、死者に関する儀礼等が行なわれる際、多くの場合、旧来の儒教的な家制度が再確認・再生産されている。このことは、日本における子どもの貧困率の高さとも無関係ではない。

神道は、歴史的には農耕儀礼としての起源をもち、共同体の繁栄が主要な関心事であったので、個人よりも共同体や社会が優先される傾向をもってきたし、吉事をもたらし凶事を退けることが儀礼の重要な目的であり、そのことが浄・不浄の観念とも結びついて、特定の人々への差別や偏見の原因の一部にもなってきた。

世界人権宣言は、思想、良心、宗教の自由を謳っており、人種、出身国、宗教による差別を禁じている。そして、性、その他による差別を禁じている<sup>4)</sup>。言語や宗教を含む自国の文化を享受・継承する権利は、それ自体が人権の構成要素であると考えられる。それは、自国の文化が個人の人格にとって重要な意味をもつからであろう。太古の昔から女性差別やその他の差別・偏見のない伝統文化というものは、おそらく存在しないだろう。宗教間対話、異文化間対話は重要であるが、宗教間や異文化間の相互批判は対立を深め、非生産的であろう。自国の人権状況を改善するためには、人権の観点から自国の社会の現状を、伝統文化を含めて自ら検証し、批判すべき部分は批判して、改革・刷新を図ることが、おそらく唯一の現実的で生産的な道であろう。

儒教と神道は、日本社会において現在も大きな影響力をもつ伝統文化であり、伝統宗教であるが、戦

前の国家神道への反省から、日本国憲法第二十条3の規程<sup>5</sup>により、国公立の学校教育において、儒教や神道そのものを取り上げることが困難である。また、日本社会においては、伝統文化・伝統宗教の尊重・継承ということは意識されているが、その伝統文化・伝統宗教が儒教や神道と呼ばれるものを含んでおり、それらの歴史や思想内容がどのようなものであるかは意識されていないことが多いのではないだろうか。このような状況では、自国の伝統文化・伝統宗教の自己点検・自己検証は、人権状況の改善のためには非常に重要であるが、現実にはかなり困難であると言わなければならない。

思想の自由は、人格の自由と尊厳の重要な要素であり、人権の重要な要素である。また、憲法等による保障をまつまでもなく、自分が考えることは自由であるという自覚を人間は基本的にもっていると思われる。しかし、思想史を学ぶと、自分の自由な考えというものが、いかに歴史的、文化的に形成されているかということがわかる。

#### (2) 資本主義

現代の多くの国々では資本主義を経済の基本原則 としている。共産主義を目指したソヴィエト連邦は 20世紀の前半に成立したが、同じ世紀の後半に崩壊 した。共産主義を標榜する国々はなおいくつか存在 するが、その中のいくつかの国々は資本主義を取り 入れている。

人権思想、社会契約思想、民主主義思想は、歴史的には、貨幣経済の進展、商人の台頭、資本主義の進展とともに意識され、明文化され、実現されてきた。資本主義における労働者は、古代の奴隷や中世の農奴ではなく、使用者との自由な契約によって労働者となるが、ひとたび労使関係に入れば、使用者に対して労働者が弱い立場になることは論をまたない。資本の論理、資本の効率や合理性の論理からは、労働者の人権を改善しようとする動機は生じにくい。だからこそ、憲法、労働基準法等の法律や労働基準監督機関等によって労働者の人権が守られなければならない。法律があるだけでなく、監督機関

があり、罰則があるから、使用者は法律を守らなければならない。

共産主義は、その起源としては、労働者の生活の向上を目指したのであろうと考えられるが、人権の観点から見れば、実在の共産主義国には言論や表現の自由の制限や否定が見られた。共産主義は、また、物質的に豊かな社会を目指したが、国単位で見れば、資本主義国のほうが物質的な豊かさをより実現したように見える。資本主義は自由な競争を原則とし、そのことが社会の発展につながっている面が確かにあるだろう。しかし、個人間、企業間、国家間の競争は、自分が労働者であることやそのことの脆弱性を忘れさせ、資本やその側に立つ国家の側に自らの意識を置くことにもつながる。歴史上は、資本主義の発展が国家主義、民族主義と結びついて、帝国主義が生まれ、他国への侵略や植民地化がなされ、世界大戦等の戦争が起こるに至っている。

昨今の内外の情勢を見ると、民族主義や自国中心 主義の台頭が見られる。爆撃等の武力行使が現実に 行なわれているし、軍備の縮小ではなく拡張の必要 性を主張する世論が勢いを増している。

資本主義は現時点では最良の経済制度であろう。また、これが近未来において、何か別の制度に取って代わられる可能性も考えにくい<sup>6</sup>。人権、社会契約、民主主義の思想は、資本主義の進展とともに、歴史的には意識され、明文化され、実現されてきた。しかし、資本主義そのものの論理からは、人権を擁護し、推進しようとする動機は生じにくい。むしろ、歴史上は、資本主義の進展から、国家主義、民族主義、帝国主義等が生じてきた。さらには、世界大戦を含む戦争が起こり、深刻で重大な人権侵害が生じた。あまりにも多くの人々の犠牲があり、その反省から、国際連盟、パリ不戦条約、国際連合、日本国憲法、世界人権宣言等ができたという歴史を忘れてはならない。

### (3) 自然科学と科学技術

自然科学は、現代の社会において、世界観の基礎であり、学問や真理性の規範となっている。自然科

<sup>5)</sup> 第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

<sup>2</sup> 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

<sup>3</sup> 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

<sup>6)</sup> 福祉政策、社会主義的政策の強化の必要性を主張する立場もあるが、資本主義という経済制度下での課税政策等に よって考えられている。

学は、現代の社会において、否定することのできない前提となっている。自然科学の成果が科学技術として応用され、それが人間の生活の向上に明白に結びついてきたことによって、自然科学・科学技術は現在の地位を確立したと考えられる。非科学的という言葉は、ほとんど虚偽と同意語になっている。

自然科学は、人間の五感による観察・実験(人間の五感に対して出力する観察・実験機器の使用を含む)を基礎とし、それに数学等の論理を適用して、対象についての知識を得るという方法であり、科学技術はその知識の応用である。この考え方は実証主義とも呼ばれる。自然科学には、宇宙全体やその起源、物質的存在の根源を対象とするものもあるし、人間の身体や行動、感情や心理等を対象とするものもある。

自然科学・科学技術が、社会や個人を豊かにし、 余暇や健康寿命の増大、知識や文化の普及等、人権 の実現・推進に肯定的に作用してきた面は確かにあ る。しかし、核兵器等による戦争の災禍など、甚だ しい人権の侵害につながった面もある。科学技術の 成果である自動車ひとつをとってみても、それに よって落命する人もあれば、救命される人もある。 言うまでもないことであるが、自然科学や科学技術 から人権等の価値観が直接出てくるものではない。

自然科学・科学技術には、何をどこまで行なって よいかという倫理的な問題がともなう。また、行 なってよい場合でも、有限の資源、資金、時間等の 中での優先順位等、社会的、政治的な問題がともな う。自然科学・科学技術が社会や個人に与える影響 は非常に大きいが、その恩恵を享受し、災禍を抑制 していくためには、科学以外の原理・原則による制 御がどうしても必要である。

#### (4) 法実証主義(実定法論)

幸いにして現代の社会においては、人権は実定法 上の権利である。すなわち、憲法、その他の国内法 や、世界人権宣言、その他の国際条約等において明 示的に定められている。法の支配、法治主義の立場 に立つならば、実定法上の権利としての人権を否定 することはできない。途方もない犠牲によって、人 類はこのような状況に至っていると言える。

しかし、人権が実定法上、明示的に定められるようになったのは、遠い過去のことではない。人権の

普遍性を明示的に定めている世界人権宣言(1948年12月10日、国連総会で採択)を普遍的人権の明文化の始まりであるとするなら、それ以前には人権は存在しなかったのか、という問いが生じる。

実定法は、現実に存在する法を意味し、それは人の手によって書かれ、政治的な過程を経て成立している。そのことの中に、ある人たちは、人為性や虚構性を見る。

法を実定法に限定して考える立場は、法実証主義 (実定法論)と呼ばれ、現代の法理論の主流の考え 方となっている。それに対して、自然法論と呼ばれ る立場があり、その立場の人たちは、実定法の正当 性をその成立過程の正当性に求めるだけでなく、実 定法がいわば人間の本性や良心(自然法)にかなっ ているかどうかを問題にする。

法には自由を保障する面と自由を制限する面があり、法を大きく解釈することには慎重であるべきだが、人権に関する実定法の根拠を考えるとき、どうしても自然法という考え方が議論されることになる。人権の思想は、歴史的には、人間の自然権、すなわち人間が生まれながらにしてもっている権利を認めるところから始まっている。すなわち、人権思想そのものが自然法という概念と深く関わっている。

人権の実定法化の歴史において重要な意味をもつ 文書にも、人権が自然権であるとの認識が見られ る。例えば、アメリカ合衆国の独立宣言<sup>7)</sup>(1776年 7月4日)には以下のような部分がある。

We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty and the pursuit of Happiness. — That to secure these rights, Governments are instituted among Men, deriving their just powers from the consent of the governed, — That whenever any Form of Government becomes destructive of these ends, it is the Right of the People to alter or to abolish it, and to institute new Government, laying its foundation on such principles and organizing its powers in such form, as to them shall seem most likely to effect

<sup>7)</sup> https://www.archives.gov/founding-docs/declaration-transcript

their Safety and Happiness.

すなわち、すべての人は平等に創造され、創造者から生命、自由、幸福の追求等の不可侵の権利が与えられているという真理は自明であると我々は考える、と記している。創造者や創造に言及しているので、有神論的な表現であると言えるが、人権の根拠を創造=自然に置いているという意味では、人権の根拠を自然法に求めていると言える。

いわゆるフランス人権宣言<sup>8)</sup> (1789年) については、それが普遍的な人権の宣言ではなく、あくまでも市民権をもつ白人男性の人権の宣言であったという歴史的な限界があるが、その前文の冒頭に以下のように記されている。

国民議会として構成されたフランス人民の代表 者たちは、人の権利に対する無知、忘却、また は軽視が、公の不幸と政府の腐敗の唯一の原因 であることを考慮し、人の譲りわたすことので きない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言におい て提示することを決意した。

すでに引用した日本国憲法第十一条では、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」であると言っているように読めると思われるが、そうだとすれば、人権は人為的な虚構ではなく、人間性そのものに属するところの現実であると言っているように読める。米仏の例ほど明瞭ではないとしても、そのように読むことができるならば、日本国憲法も基本的人権の根拠を自然法に求めていると言えるのではないだろうか。

ここでは実定法論か自然法論かという議論を展開することはできない。しかし、人権思想そのものが、そもそも人間の自然権を認めるところから始まっていることは確認しておきたい。資本主義や自然科学からは人権の根拠は出てこない。人権の根拠を問題にするとき、どうしても自然権や自然法といった超越論的な概念が関わってくる。

人権は人間の信念の問題であると言うことができるが、ただ単に信念なのであれば、どうしても虚構性の問題が避けられない。例えば、旧約聖書には、その成立年代から言って、人権という言葉は出てこないが、それに近い意味の言葉としては、例えば、

正義という言葉が出てくる。旧約聖書においては、他者や自分たちの人間としての尊厳が否定されたとき、当時の人々は、それを不当なこと、正義に反することという認識をもったことが想像される。そうだとすれば、人権は、信念の問題であるだけでなく、人間の本性に関わる問題、人間の本性そのものの問題であると言うことができるのではないだろうか。

## Ⅱ. 宗教教育と人権教育

筆者はこれまで、日本のキリスト教主義の高等教育機関において、宗教教育に関わってきた。以下では、主として日本のキリスト教主義の高等教育機関における宗教教育を念頭に考察を進める。

日本においては、憲法の規程から、国公立の学校においては特定の宗教に関する教育は行なわれない。しかし、宗教という科目に関する教員免許があり、宗教系の私立学校においては特定の宗教に関する授業や礼拝等の宗教行事を行なうことが学校教育として認められている。

キリスト教においては聖書(旧新約聖書)という 書物が重要であり、授業に関しても、礼拝等の行事 に関しても、聖書が中心的な教材となる。聖書に関 しては、逐語霊感説と呼ばれる立場、すなわちこれ を無謬のものとする立場もあるが、19世紀以来、文 献学的研究方法が確立され、日本基督教団系等の私 立学校は後者の立場を取っている。

聖書の内容そのものは、有神論的な内容である。 幼児教育や初等教育の前半においては、聖書以外の神話的な物語が教材になることもあるだろうし、子どもの人権という観点からも、物語そのものに触れることが重要となる。しかし、年齢が上がるに従って、科学的な世界観が形成され、聖書の内容の虚構性を問うようになる。聖書の字義どおりの意味よりも、聖書を象徴的に解釈して得られる意味を問題にすることになる。

芸術作品に関しては、それが歴史的、人間的限界をもつことは当然であろうが、芸術作品は様々な解釈を生む。芸術作品の解釈は理解を助ける面があるが、理解を限定する面もある。解釈によって意味が見出される場合もあるが、芸術作品にはまだ見出されていない意味がある可能性もある。芸術作品にはそういう超越的な面、いわば有限の中に無限を宿しているという面がある。芸術作品は、その解釈より

大きく、深い。すなわち、芸術作品は解釈に還元できるものではない。これは明らかなことであるが、確認しておきたい。しかし、作品を理解しようとするとき、解釈が生じる。解釈によって、作者が意図していない意味が見出されることもある。

同様のことが宗教的古典に関しても言える。宗教 的古典は解釈に還元できない。宗教的古典は、その 解釈より大きく、深い。宗教的古典を理解しようと するとき、解釈が生じる。恣意的な解釈は慎むべき であるが、宗教的古典の形成期には意図されていな かった意味が見出されることもある。このことを確 認しておきたい。

20世紀に起こったキリスト教神学の一つの潮流にフェミニスト神学がある。フェミニストの視点は、すなわち女性の人権、女性の尊厳の視点を意味する。その立場から聖書を解釈しようとする人の中にフィリス・トリブル(Phyllis Trible)がいる。彼女は聖書解釈の方法として以下の3つのステップを提唱している。

- 1. 聖書は父権制社会において成立したことを認める。
- 2. 聖書の中に父権制的な部分を見出し、批判する。
- 3. 聖書の中に父権制を批判している部分を見出す。

この考え方は、聖書批判を含むのであるから、聖書の無謬性を主張していないことは明らかである。聖書に歴史的、人間的な限界を認めている。トリブルの3つのステップは、そのまま人権に適用して、以下のように言い換えることができる。

- 1. 聖書は普遍的人権の明文化よりはるか昔に成立している。
- 2. 聖書の中には普遍的人権の観点から問題がある 部分がある。その部分を見出し、批判する。
- 3. 聖書の中には普遍的人権思想の先駆が見られる。その部分を見出す。

当然のことだが、聖書には人権という言葉は出てこない。しかし、その先駆と言える言葉は出てくる。例えば、正義という言葉は、公正や公平という言葉とともに用いられたり、平和という言葉とともに用いられたりしている場合も少なくないが、例えば、「主はこう言われる。正義と恵みの業を行い、搾取されている者を虐げる者の手から救え。寄留の外国人、孤児、寡婦を苦しめ、虐げてはならない。

またこの地で、無実の人の血を流してはならない。」 (エレミヤ書22章3節)のように、「恵みの業」という言葉とともに用いられ、今日の人権に近い意味に用いられている場合もある。

人権思想の発展と人権の実定法化の歴史を見る と、人間の本性における尊厳性や平等性の認識がと もなっていたと言える。聖書においても、人間の本 性における尊厳性や平等性への洞察が宗教的に、有 神論的に表現されていると考えられる箇所が少なか らずある。また、人間の罪、あるいは神がよしとし ない行為に関する記述もある。科学的に考えるなら ば、人間には、ヒトという動物の一種として、自己 の身体、自己の遺伝子、自己のグループ、自己の種 等を保存しようとする衝動がある。そのような側面 も人間の本性の一部に違いないが、それによって多 くの人々に苦しみがもたらされてきた歴史がある。 苦しみは少ないにこしたことはないが、苦しみと苦 しむ者への共感は人格的存在を特徴づける要素でも ある。今さら言うまでもないかもしれないが、聖書 は人間の本性や人権を考えるための非常に優れた教 材となり得る。

歴史的には、近代の人権思想はキリスト教文化圏で発展してきたのだから、聖書の人間観の影響があることは当然かもしれない。しかし、もし人権が人間の本性に根拠をもつものであるならば、他の宗教の伝統や古典においても、そのことが現れているはずであろう。日本のキリスト教系の私立学校は、キリスト教主義による学校教育を行なっているが、他の宗教、とくに日本の伝統宗教についての歴史的な知識を宗教の授業で取り上げて、生徒・学生に自国文化の自己点検を促すこともできるであろう。

世界人権宣言は、教育について、以下のように記している。

## 第二十六条

- 1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。 教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段 階においては、無償でなければならない。 初等教育は、義務的でなければならない。 技術教育及び職業教育は、一般に利用でき るものでなければならず、また、高等教育 は、能力に応じ、すべての者にひとしく開 放されていなければならない。
- 2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び

基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優 先的権利を有する。

とくに 2. の教育の目的に注目したい。教育は、個人の完全な成長発展と人権理解の強化を目的にしなければならない、と読める。

人間は個人として尊重されるべきであるが、共同体や社会との関わりの中で生きている。さらには、民族、人種、国家、世界といった次元との関わりの中で生きている。人間は、信念や意志をもち、そのときどきの状況の中で、ある特定の道を選択し、その選択が歴史を形作っている。人権が人間の本質に根拠をもつのであれば、人類の歴史は、超長期的に見れば、人権がより完全に実現される方向に進むのであろう。しかし、短期的に見れば行きつ戻りつしているように見える。人権は、人間の信念の問題でもある。どういう社会を作りたいのか。どういう世界を作りたいのか。今ここでの私たちの意志、今ここでの私たちの選択が歴史を形作り、その先に未来がある。

#### 参考文献

石井研士『データブック 現代日本人の宗教 増補改訂 版』新曜社、2008年

加地伸行『儒教とは何か』中央公論社、1997年

柄谷行人『世界史の構造』岩波書店、2015年

柄谷行人『憲法の無意識』岩波書店、2016年

栗林輝夫『現代神学の最前線 「バルト以後」の半世紀を 読む』新教出版社、2004年

佐藤優『資本主義の極意 明治維新から世界恐慌へ』 NHK 出版、2016年

F・シュヴァイツァー (吉澤柳子 訳)『子どもとの宗教対話 子どもの権利の視点から』教文館、2008年

新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』 第1巻~第4巻、研究社、1996年~2009年

『聖書 新共同訳』日本聖書協会、1999年

フィリス・トリブル(絹川久子、森真弓、湯浅裕子、河 野信子 訳)『フェミニスト視点による聖書読解入門』 新教出版社、2002年

葉室頼昭『大祓 知恵のことば』春秋社、2004年